

和福障 第96号
令和2年4月9日
(2020年)

各指定就労継続支援事業所（A型、B型） 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においても、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が確認されましたが、各事業所の皆様には、新型コロナウイルスについて、正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、なお一層の感染拡大防止に向け取り組んでいただいているところと存じます。

しかしながら、今後、状況が長引くことになると、障害福祉サービス事業所等の運営にも影響が及び、特に就労継続支援A型、B型事業所においては、生産活動収入の大幅な減少等も予測されます。

「就労継続支援A型における経営改善計画の作成」及び「就労継続支援B型における工賃の支払い」に係る取扱いについては、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）（令和2年3月2日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」において、記載がありますので、お知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対する問い合わせ窓口及び生活に不安を感じておられる市民の皆様を支援するための相談窓口については、本市ホームページ上にて掲載しておりますので、ご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症に関連する情報】

ホームページ番号：1027184

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1027184/index.html>

(連絡先)

和歌山市障害者支援課

073-435-1060

事業所指定担当（瀧、北尾、西中）